

男女共同参画社会

男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会が確保され、男女が平等に政治的・経済的・社会的及び文化的利益を受けられ、共に責任を担うべき社会」です。共同参画社会を実現するため次の5つの柱（基本理念）を掲げています。

5つの柱（基本理念）				
⑤	④	③	②	①
国際的強調	家庭生活における活動と他の活動の両立	政策等の立案及び決定への共同参画	社会における制度又は慣行についての配慮	男女の人権の尊重
男女共同参画づくりの為、国際社会と共に歩む事も大切。国際機関等と相互に協力して取り組む。	男女が対等な家族として互いに協力し、社会支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事・学習・地域活動等ができるようにする。	男女が、社会の対等なパートナーとしてあらゆる分野において方針の決定に参加できる機会を確保。	固定的な役割分担意識に捉われず、様々な活動ができるよう社会の制度や慣行の在り方を考える。	男女個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性も一人の人間として能力を発揮できる機会を確保。

仕事、家庭、地域生活など様々な活動を自らの希望に沿った形で展開し、男女共に夢や希望を実現しましょう。

自動車税について

○自動車税の納付は6月2日までに

自動車税の納付通知書を5月初めにお送りしています。

納期限の6月2日（月）までに、お近くの金融機関やコンビニエンスストア、熊本県の各広域本部、各地域振興局、自動車税事務所で納めていただきますようお願いいたします。

○環境への配慮から自動車税の税額が加算されます

環境への配慮から、排気ガスや燃費性能が優れた環境負荷の小さい自動車（新車）は登録の翌年度の自動車税が軽減され、一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は自動車税が加算されます。

※平成26年度に自動車税が加算（約10%）される自動車

- ・ガソリン 平成13年3月31日以前の登録のもの
- ・LGP車 平成13年3月31日以前の登録のもの
- ・ディーゼル車 平成15年3月31日以前の登録のもの

○口座振替ができます

口座振替を希望される方は金融機関備え付けの申込用紙にて申し込みができます。毎年、給付のために金融機関等へ出向く必要がなくなり大変便利です。

【お問い合わせ先】

熊本県北広域本部 収税課

（阿蘇鹿本地域担当）Tel 0968-25-4116

法律問題

— 未払賃金立替払制度 —

Q 給与未払いのまま会社が倒産してしまいました。会社が倒産したときに未払賃金は手当されないのですか？

昨今企業の倒産が相次いでいますが、勤務先が倒産して賃金や退職金を受け取らないままとなる人も多いようです。倒産した会社にお金が残っていない場合、賃金や退職金はあきらめないといけなんでしょうか？

このような場合に備えて「未払賃金立替払制度」が設けられています。この制度は、国（労働者健康福祉機構）が未払賃金を事業主に代わって支払う制度です（但し、一定の部分に限られる）。会社の倒産後2年以内に申請書類を提出することなどの条件はありますが、会社が倒産したのでお給料がもらえないのは仕方ないとあきらめることなく、手続きをとることにしましょう。



法テラス高森法律事務所